

高校・特別支援学校の皆様へ 事業紹介

大学案内障害者版Web情報サービスStandardプランを、無料でご利用

障害学生支援に関する相談・情報提供事業 アカウント登録で相談無料

「障害学生交流会」等、学生交流事業

障害学生支援に関する啓発・広報事業 進路相談会、講師派遣いたします

 <https://twitter.com/nsccd1999> 

 <https://www.facebook.com/nsccd1999> 

 <https://www.youtube.com/@nsccd1999> 

一般社団法人 全国障害学生支援センター

2

掲載内容

- 概要：障害学生の受験・在籍状況（障害別の受験生の人数・在籍人数、卒業後の進路など）
- 受験：入学試験の状況（障害別の受験可否・配慮の有無、配慮方法など）
- 設備：大学内の設備状況（学内設備、障害学生に利用可能な補助機器の有無など）
- 授業：授業での配慮状況（一般講義・語学授業・実習など授業別の配慮有無、定期試験での配慮有無、障害別の配慮内容など）
- 支援：学生生活での配慮状況（支援者、相談窓口、就職支援、障害学生支援のための費用負担、通学支援など）

大学案内2027 障害者版

きっと見つかる！あなたにぴったりの大学



篠田 将承さん
別府大学経営学部 2024年度 卒業

一般社団法人
全国障害学生支援センター

大学案内障害者版 Web情報サービス 高校・特別支援学校への特典あり

[全国障害学生支援センター Nationwide Support Center for Students with Disabilities \(NSCSD\)](#)

HOME > 活動のご案内 > 大学案内障害者版 Web情報サービス > メニュー画面 > 選択肢単項目統計2025

選択肢単項目統計2025

大分類を選択し、質問のプルダウンを選択すると、すぐ下の「質問一覧」の所に具体的な質問の内容が表示されます。その下にある「選択肢一覧」は、上の質問に対する回答です。それぞれの選択肢の左の「選択」のボタンを押すと、実際の大学一覧が下に表示されます。

大分類番号	小分類	質問	注	回答種別
E1	利用可能	試験時の合理的配慮・事前の改善措置として、障害学生が利用可能な事項は何ですか。当てはまるものをお選びください。	複数回答可（ただし特定の選択肢に回答した場合は単数回答）	
C2	他の			

メニュー画面へ戻る

選択肢一覧

フィールド選択肢	情報提供項目	注	回答数	回答数比 (%)
選択 ① 下書き用紙の使用			102	29%
選択 ② 文具（マーカー・定規等）の使用			93	26%
選択 ③ 拡大鏡の使用	拡大鏡		125	35%
選択 ④ パソコン・タブレットの使用			34	10%
選択 ⑤ 錄音機器の使用			11	3%
選択 ⑥ 注意事項などの文書による確認			166	47%
選択 ⑦ 注意事項などを個別に説明			81	23%
選択 ⑧ その他			9	3%

一般社団法人 全国障害学生支援センター

翼殿

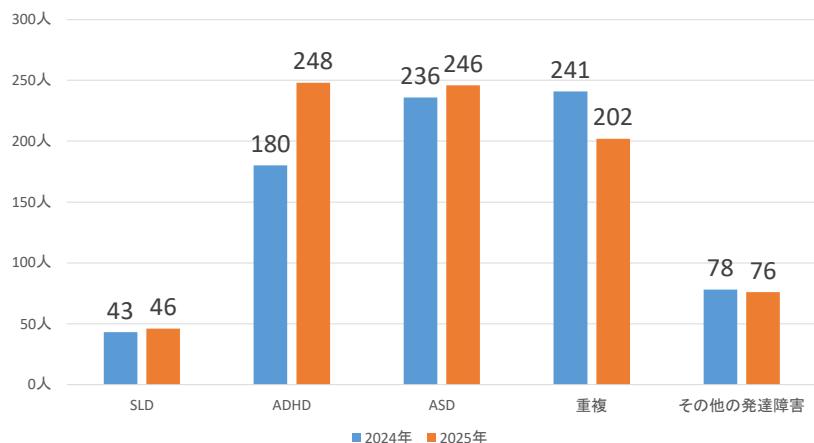
お客様アカウントを作成いただとと（無料）
大学案内障害者版Web情報サービス Basicプランで、すべての統計情報（1324項目）がご覧いただけます。

大学案内障害者版 Web情報サービス



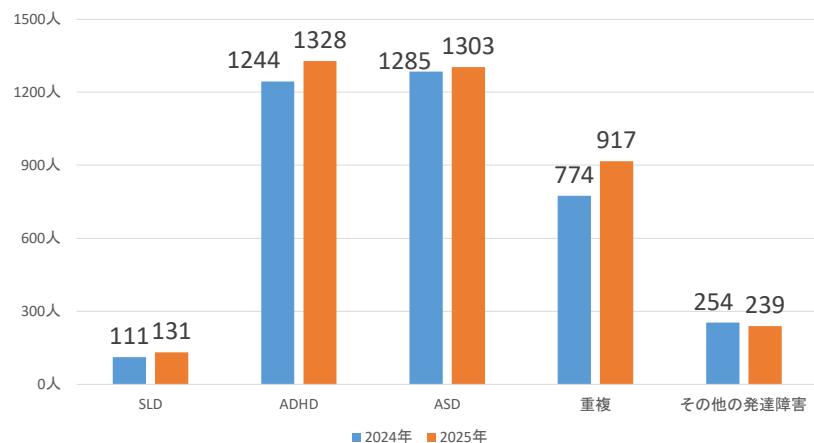
発達障害学生の受験人数

Number of examinees with developmental disabilities



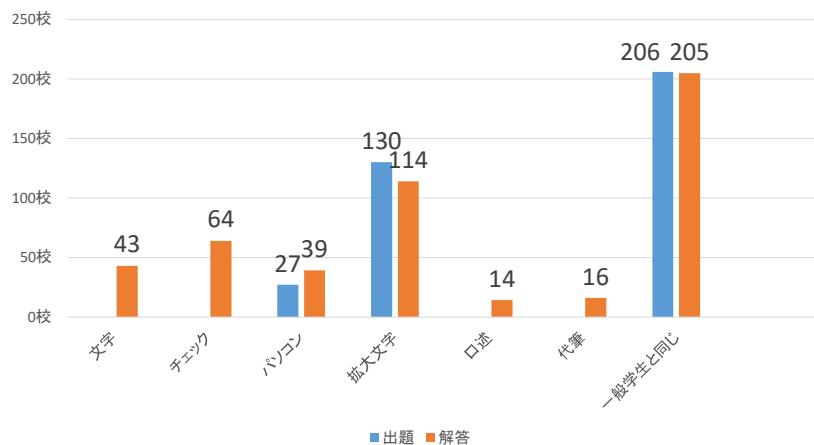
発達障害学生の在籍人数

Number of enrolled students with developmental disabilities



発達障害 出題・解答方法の配慮

Developmental Disabilities Reasonable consideration for questions and answering methods



一般社団法人 全国障害学生支援センター

7

障害の社会モデル

社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう

「障害の社会モデル」の考え方に基づくと、障害のない学生を前提として構築された大学等の仕組みや構造が、障害のある学生にとって社会的障壁となっている場合がある

大学等の構成員全てが「障害の社会モデル」を理解し、事前的改善措置や合理的配慮の提供により社会的障壁を除去するとともに、各種学生支援リソースも総合的に活用しながら取り組むことが必要

一般社団法人 全国障害学生支援センター

8

2024年度迄の通算相談実績 合計1807件

大学進学: 841件	学内サポート: 520件	・肢体障害: 557件
その他: 231件	学内の生活: 65件	・発達障害: 279件
その他の進路: 64件	高校進学: 35件	・視覚障害: 217件
就職: 31件	不明: 18件	・精神障害: 188件
大学修学支援事業: 1件	建設的対話: 1件	・聴覚障害: 184件

- ・障害全般: 130件
- ・その他の障害: 93件
- ・知的障害: 87件
- ・種別不明: 40件
- ・内部障害: 24件
- ・その他(障害以外): 5件
- ・盲ろう: 2件
- ・重複障害: 1件

一般社団法人 全国障害学生支援センター

9

当事者(相談員)が相談に対応する意味

・合理的配慮を受けるには、大学との建設的対話の重要性

1. 相談員自身が障害当事者として受験・大学生活で経験してきた困難や工夫があり、相談者の状況を実感を伴って深く理解できる。
2. 自らの試行錯誤に基づいた現実的で実行可能なアドバイスを提示でき、相談者の行動につながる支援が行える。
3. 当事者の視点から合理的配慮の受け方や大学との建設的対話のポイントを示し、セルフアドボケートを実践的に支援できる。
4. 経験を共有することで相談者が安心し、「同じ立場の先輩がいる」という心理的な支えとなる。
5. 相談員が障害学生の保護者でもあるため、当事者としての体験に加えて、親子関係や教育現場との調整など、保護者の視点も理解し、幅広い立場から助言できる。
6. 長年の大学受け入れ状況調査のデータを用いて、客観的で信頼性の高い情報を提供できる。
7. 障害・福祉・教育など他団体との連携を通じ、当事者視点に加えトワークを活用した支援が可能になる。
→障害当事者でなければ、真のセルフアドボケートの支援はできないと考える。

一般社団法人 全国障害学生支援センター

10

障害のある生徒のセルフアドボケート (大学受験における自己権利擁護)

- ・合理的配慮を受けるには、大学との建設的対話の重要性

- ・1. 自分のニーズを明確にする: どのようなサポートが必要かを具体的に理解し、伝えることが大切です。
- ・2. 情報を集め: 大学の合理的配慮に関するポリシーや手続きを理解し、必要な書類や証拠を準備します。
- ・3. 対話の準備: 大学の担当者との対話に向けて、質問や要望を整理し、冷静に話すことを心がけます。
- ・4. サポートを求める: 必要に応じて、先生や友達、専門家の助けを借りることも重要です。

- ・ぜひ当センターにご相談を

高校の役割

- ・自分の言葉で(上手でなくてもいい)意思を表明できるように支援。意思表明が難しい場合には、周囲が積極的にサポート。
- ・合理的配慮の実践は小さなことからでも積み重ねて、生徒が配慮を受けることで、自分の力を発揮できるという成功体験につなげる。学校も配慮実施の体験を蓄積。
- ・できるだけ早い段階から(高校1年入学時から)この経験を蓄積していくことが大切。
- ・大学は高校での配慮の実践に重きを置いている。

合理的配慮の実践

- ・ **レベル1** 障害のある生徒からの要請を受けて、学校が合理的配慮として以下の事項を認める。
 - a.本人の文具、下書き用紙、拡大鏡、補聴器、タブレットやパソコン等、使いやすい補助機器の使用を認める。
 - b.授業中にクールダウンのための入退出を認める、人前でなく個別の発表を認める、授業の番所の撮影、録画、録音を認める
 - c.課題の分量の調整、提出期限の延長、(通院などの)欠席日数の考慮
- ・ **レベル2** 障害のある生徒からの要請を受けて、学校が実施する。(比較的容易な合理的配慮)
 - a.座席の配慮、アクセスしやすい教室の配置
 - b.別室での試験(時間延長を伴う場合等)
 - c.プリントなどの事前配布、電子教科書の導入
 - d.実験や体育などで教員や生徒が補助に入る。授業以外の予習・復習などで教員や生徒が補助として支援する。
- ・ **レベル3** 障害のある生徒からの要請を受けて、学校が実施する。(ハイレベルなもの)
 - a.手話通訳、パソコン通訳などの専門的な補助者を学校が必要に応じて用意する。(外部機関と連携)
 - b.教材や試験問題を点訳・または音訳して用意する(外部機関に要請)。
 - c.エレベーター、車いす用トイレなどの大掛かりな設備を設置する。

大学での合理的配慮を受けるための準備

1. **自分の生活を振り返る**
2. **根拠になる資料を用意**
 - ✓ 障害者手帳、診断書など、障害や配慮の必要性がわかるものを用意し、申請書では具体的に記載。
 - ✓ 高校で受けた合理的配慮について記入。
3. **大学の雰囲気を知る**
 - ✓ オープンキャンパスなどを活用
4. **大学との事前相談と建設的対話**
 - ✓ 合理的配慮の実施には、大学と障害学生との個別具体的な話し合いが基本。
 - ✓ 大学が提示する配慮は、過去に実施した内容をもとにした選択肢であり、実際に実施されるかどうかは対話次第。自分の障害や必要な配慮だけでなく、生活の工夫も具体的に伝える。
 - ✓ 合理的配慮は法的義務なので、大学に求めるのをためらう必要はない。ただ、誠意をもつてしっかり話し合うことが大切。
 - ✓ これは、卒業後に社会で自分の障害や必要なサポートを説明する力を養うことにもつながる

私たちの目指すもの

- 学ぶことは、生きること
- 学びたいときに 学びたい場所で 自由に学べる社会を実現する

- 最新情報は
公式Twitter・Facebook・YouTube・Webサイトで



一般社団法人 全国障害学生支援センター

15